

平成 28 年 10 月 14 日

各 位

大阪市北区小松原町 2 番 4 号  
日本合成化学工業株式会社  
代表取締役社長 木村 勝美

### 株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、平成 28 年 10 月 13 日、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する当社の特別支配株主である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）から、同法第 179 条の 3 第 1 項に基づき、当社の株主（三菱化学及び三菱化学ヨーロッパ社（Mitsubishi Chemical Europe GmbH）（以下「三菱化学ヨーロッパ」といいます。）並びに当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を三菱化学に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）に係る通知を受領し、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、会社法第 179 条の 4 第 1 項及び社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

### 記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：三菱化学株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

三菱化学は、特別支配株主完全子法人である三菱化学ヨーロッパに対して本売渡請

求を行いません。

(当該特別支配株主完全子法人の名称)

Mitsubishi Chemical Europe GmbH (三菱化学ヨーロッパ)

Willstaetterstr. 30, 40549 Duesseeldorf, Germany (ドイツ連邦共和国、40549  
デュッセルドルフ、ウィルシュテッター通り 30)

3. 本売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

三菱化学は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき910円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)

平成28年11月14日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、平成29年2月14日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものといたします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について三菱化学が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以 上